

山梨県後期高齢者医療審査会会議規則（案）

第一条 議長は、会長又はその職務を代理する者を以てこれにあてる。

第二条 委員の席次は、各抽せんを以てこれを定め、一任期間これを据え置くものとする。

第三条 議長が、会議を開こうとするときは、開議の旨を宣告しなければならない。議長が開会を宣告しない間は、委員は発言をすることができない。

第四条 出席者が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。二人以上同時に発言を求めるときは、議長はその中の一人を指定して発言させなければならない。この場合においては、出席者は発言の前後について異議を申立てることはできない。

第五条 当事者、利害関係人、参考人又は関係官吏、吏員が発言を求めたときは、議長は直ちにこれを許可しなければならない。但し、このため他の者の発言を中止させることはできない。

第六条 討論は、議題外に涉ることはできない。

討論が冗長に涉り、又は不必要な論議と認めるときは、議長は制止することができる。

第七条 議長は委員以外の者の意見が十分述べられたと認めるときは、これらの者に対して退席を求めることができる。

第八条 議長において、委員の討論の論旨がつきたと認めて、裁決しようとするときは、この議題及び裁決をする旨を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告後は、委員は、その議題について発言をすることができない。

第九条 会議に列席する委員は、裁決する議題について、可否を表明しなければならない。可否を表明する方法は、起立をもってこれをする。但し、議長の意思によつて、他の方法を用いることができる。

第十条 裁決の結果は、議長がこれを会議に宣告しなければならない。

第十一条 動議は、審査の請求者の請求の趣旨に最も遠いと認めるものより順次裁決しなければならない。

動議がすべて否決されたときは、審査の請求者の請求の趣旨につき裁決しなければならない。

第十二条 会議に出席する者は、開議後出席し、又は開議前退席しようとするときは、議長の指示又は許可を受けなければならない。

第十三条 委員が、招集に応ずることができず又は招集に応じたが会議に出席することができないときは、開会時刻までに、その事由を議長に届け出なければならない。

第十四条 出席者は、会議中私語、その他議事を妨げる言動をすることはできない。出席者は会議中不穏な言葉を用い、又は他人の一身上に涉つて討論することができない。

第十五条 議長は、議場を整理する。議長はこれを閉じることができる。議長は当日の会議を中止し、又はこれを閉じることができる。

本規則に定める外、議事に関して必要な事項は議長が、これを定める。但し、議長が重大であると認める事件は、委員に諮つて、これを決めるものとする。

2 審査会の会議を開会したときは、次の事項を記載した会議録を調整して、議長の指名

した出席議員二人が、これに署名すること。

一 開会の日時及び場所

二 出席した委員の氏名及び種別

三 出席した当事者、補佐人、代理人、利害関係人、参考人及び関係官吏、吏員の氏名、職業及び住所

四 議事の要領

五 裁決となつた事項及び賛否の数

六 その他必要な事項

第十六条 委員は、左の場合には、職務の執行から除斥される。

一 委員が審査の請求人であるとき。

二 委員が審査の請求人の親族であるとき、又はあつたとき。

三 委員が審査の請求人の代理人であるとき。